

平成 27 年度からの継続分  
苦情申立ての趣旨に一部沿った事例（全文）

～ 目 次 ～

(1) 公民館の施設利用枠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

※ 個人情報保護の観点から、一部の文言や図などは公表しておりません。

## (1) 公民館の施設利用枠

### 【苦情申立ての趣旨】

私は、5年ほど前から、知人と一緒に、〇〇公民館でA講座を開催している。私たちは一般の利用者として〇〇公民館を利用してきたが、平成26年度までは、おおむね毎月2回、土曜日の午後に利用することができていた。しかし、平成27年度になってだんだんと予約がとれなくなり、A講座を毎月2回開催することができなくなってきた。

そこで、平成27年10月、〇〇公民館の館長（以下「館長」という。）に対して、月に2回（最低でも月に1回）土曜日の午後にA講座を開催できるようにしてほしいとお願いした。館長からは、「できるように配慮します。」との返事を得た。

ところが、平成28年2月〇日、平成28年度公民館自主講座受講生募集の案内を見ると、毎週土曜日の午後に「B講座」が開講される予定となっていることが判明した。なお、「B講座」はもともと乙小学校の体育館で毎週開講されていた1つの自主講座であるが、上記案内によれば、毎月第1・第3土曜日は「B1講座」、第2・第4土曜日は「B2講座」という2つの自主講座が隔週で開講される形となっている。もっとも、いずれの講座も講師は同じであり、実質は1つの自主講座による独占利用である。これにより、私たちは、土曜日の午後にA講座を開催することができなくなった。

そこで、同日中に丙社教主事（以下「担当者」という。）と、同月〇日には館長及び担当者と、同月〇日には生涯学習推進課長（以下「課長」という。）、館長及び担当者と話合いを行った。課長からは、「公的公民館19館の利用状況を調査しましたが、土曜日に自主講座を開講している例は他にもある。土曜日の午後に毎週自主講座を開講することは問題ないと思います。」との説明もあったが、最終的には、「B講座へお願いに行きます。」との申出を受けた。

しかし、同年3月〇日、課長から、「B講座の責任者をお願いに行ったが、開講予定日を変更することに同意してもらえなかった。毎週土曜日の午後にB講座を開講するということをご了解をお願いします。」と言われてしまい、結局私たちの要望は受け入れられなかった。「B講座」との間でどのような話し合いが行われたのか、詳細な内容は聞けなかったが、「B講座」側は、現在の受講生の中で自動車などの移動手段を持たない人が少なくないとの理由から、〇〇公民館での開講にこだわっていたようであった。

館長が私たちとの約束を破ったことにも納得できないが、何よりも、1つの自主講座が公民館を利用できるのは月に2回までと決まっているのに、「B講座」には月に4回も〇〇公民館を利用させ、そのために私たちのA講座が行えなくなることに納得できない。月に4回利用させるのであれば、せめてそのうちの半分は、利用希望者の多い土曜日の午後ではなく、利用希望者の少ない平日の枠にB講座を入れるべきであるし、どうしても土曜日の午後に4回開講しなければならないのであれば、競合の少ない他の公民館等で開催すべきである。「B講座」側は、現受講生の交通手段などを問題にしているようだが、自主講座の場合、新規受講生を優先的に受け入れる仕組みとなっているはずであり、現受講生が平成

28 年度もそのまま受講できるわけではないのだから、現受講生の交通手段は問題にならないはずである。それにも関わらず、市が、「B 講座」ばかりを優遇し、無条件で毎週土曜日の午後に「B 講座」を開講しようとしていることに納得できない。

#### 【市からの回答】

申立人は、市が「B 講座」ばかりを優遇し、無条件で毎週土曜日の午後に「B 講座」を開講しようとしていると主張しておられますが、以下のとおり、市が、「B 講座」を特に優遇しているという事実はありません。

##### 1 公民館の施設利用一般について

公民館の施設は、市の企画による「主催講座」や、市民からの申請を受けて開催する「自主講座」、利用希望日ごとに申請を受けて市民に施設を貸し付ける「貸館」などのかたちで、市民の皆様にご利用いただいております。公民館が行う事業は、社会教育法第 22 条により定められており、主催講座や自主講座は、同条第 1 号所定の「定期講座を開催する」事業に該当し、貸館は、同条第 6 号所定の「施設を住民の集会その他の公共的利用に供する」事業に該当します。これらは、いずれも公民館の設置目的を達成するために必要な事業であり、事業ごとに優先順位があるわけではありませんが、計画的かつ定期的を実施しなければならない「定期講座」という事業の性質に照らし、施設の確保に関しては、年度当初に「定期講座」に利用枠を振り分け、残った枠を「貸館」などのかたちでご利用いただくこととしており、その意味では、施設の確保に関しては事実上「主催講座」や「自主講座」が「貸館」に優先することとなります。ただし、施設の利用枠が「自主講座」などで埋まってしまう、「貸館」での利用ができなくなることを避けるため、「自主講座」による施設の利用は、施設利用枠全体の 6 割を限度としているところです。

##### 2 本件における施設利用枠の調整について

申立人らが開催している A 講座による利用は「貸館」にあたるため、上記のとおり、施設利用枠の確保に関しては、事実上「主催講座」や「自主講座」が優先することになります。しかし、本件においては、市としても、以下のとおり可能な限りの配慮を行いました。

平成 27 年 10 月、申立人から、「土曜日の午後に A 講座を開催できるようにしてほしい」と相談された際には、申立人の利用実績に鑑み、また、主催講座及び児童館主催の講座の開催日は公民館が比較的自由に設定可能であることを踏まえて、「主催講座や児童館主催の講座を土曜日の午後に固定しないよう配慮する」とし、その旨お伝えしました。ただし、主催講座や児童館主催の講座以外の施設利用については、市が単独で実施日程を調整することが困難な場合も多いため、〇〇公民館長の上記発言は、申立人に対し、土曜日の午後の利用を約束した趣旨のものではありません。したがって、今回、申立人らが「約束を破った」と主張されているのは、館長の発言の趣旨に関する誤解に基づくものと考えております。

主催講座と異なり、市民からの申請を受けて開催する自主講座においては、受講生や講

師の都合が優先されるため、主催講座と比較して、市が調整できる範囲は限定されます。中でも、今回、市は、「B講座」を土曜日午後ではなく土曜日午前や日曜日に開催できないか、あるいは「B1講座」「B2講座」のうち一方だけでも別の曜日に開催できないか、など可能な限り申立人らの利用に影響のないよう調整を試みました。しかし、他の自主講座に影響が出たり、「B講座」の受講生や講師の都合がどうしてもつかないなどの理由により、やむを得ず、「B1講座」を第1・第3土曜日の午後に、「B2講座」を第2・第4土曜日の午後を実施することとなったものです。

このように、市は、申立人らの活動状況に配慮し、できる限り土曜日の午後の枠を確保しようと努めたものであり、申立人にはご理解いただきたいと思っております。なお、申立人は、自主講座の開催は月に2回までであるにもかかわらず、「B講座」は講座を二つに分け、実質的に一つの講座で土曜日の午後に独占していると主張しておられますが、〇〇公民館ホールに設置できる設備数の関係上、活動できる人数が〇人程度に限られるため、これまで「B講座」に参加していた〇人が活動できるよう2講座が申請されたもので、また、講師は一か所の公民館で2つまで自主講座を開講することが認められており、何ら問題はありませぬ。このことについては、申立人が所属しておられる〇〇同様の形態で毎週実施されていることから、申立人にもご理解いただけるものと存じます。

以上のとおり、本件において土曜日の午後の利用枠を「B講座」に振り分けたことについては、やむを得なかったものと考えておりますが、本件においては、申立人らから事前に、「土曜日の午後にA講座を開催できるようにしてほしい」との相談を受けていたことから、土曜日の午後の利用枠を決定した際、申立人らにも連絡をすべきであったと考えており、その点においては配慮に欠けていたものと反省しております。今後は、利用者の心情に配慮し、適切な対応を心がけてまいります。

#### 【オンブズマンの判断】

申立人らは、過去5年間にわたり、おおむね毎月第1・第3土曜日の午後、〇〇公民館でA講座を開催してこられ、平成27年10月には、〇〇公民館長（以下「館長」という。）と面談し、「土曜日の午後にA講座を開催できるように配慮してほしい」と伝えておられます。しかし、平成28年度における〇〇公民館の利用枠のうち、第1・第2・第3・第4土曜日のいずれについても、午後の利用枠は「B1講座」及び「B2講座」という自主講座に振り分けられ、申立人らが土曜日の午後に〇〇公民館でA講座を開催することはできなくなっています。そこで、申立人は、平成28年度の〇〇公民館の施設利用に関し、土曜日の午後の利用枠が「B1講座」及び「B2講座」に振り分けられてしまったことに納得できないとして苦情を申し立てられました。

以下では、施設利用枠の振り分けに関する一般的なルールや、申立人が主張する本件個別の事情に照らし、市が、土曜日の午後の利用枠を「B1講座」及び「B2講座」に振り分けたことに問題が無かったかという観点から検討を行います。

## 1 一般的なルールとの整合性について

まず、施設利用枠の振り分けに関する一般的なルールを確認しておきます。

オンブズマンが調査したところによれば、公民館の施設は、曜日ごとに午前、午後、夜の3つの利用枠が設定されており、土曜日や日曜日（以下「週末」という。）に関しては、土曜日と日曜日が3枠ずつで毎週6枠、4週で合計24枠の利用枠が設定されています。各利用枠は、主催講座、自主講座、貸館などのかたちで市民の利用に供されますが、主催講座や自主講座といった「定期講座」には年度当初に1年分の利用枠が振り分けられ、残った利用枠が貸館などの利用に供されるということであるため、「定期講座」に振り分けられた利用枠については貸館による利用ができないこととなり、施設の確保に関しては、事実上、自主講座や主催講座が貸館に優先する扱いとなっています。ただし、このような取扱いにより、貸館による利用が著しく害されることのないよう、自主講座に振り分けることのできる利用枠は、全体の6割が限度とされているとのことです。

市も主張しているとおり、計画的かつ定期的に実施しなければならない「定期講座」という事業の性質上、年度当初に、各「定期講座」の計画に合わせて利用枠を振り分ける必要があるため、施設の確保に関しては事実上「定期講座」が優先される結果になります。もちろん、貸館も重要な事業の一つですから、「定期講座」のために貸館による利用が不当に制限されるようなことがあってはなりません。市は自主講座へ振り分ける利用枠の上限を全体の6割としており、貸館による利用が不当に制限されることのないよう配慮しています。このような点に鑑みれば、市が定めているルールは、それ自体不当なものとはいえません。

そして、本件では、自主講座である「B1講座」及び「B2講座」に対して平成28年度中の土曜日の午後の利用枠が振り分けられ、その結果として申立人らは土曜日の午後の利用枠を確保することができなくなったということですが、上記のようなルールに照らせば、このような振り分け方自体は、ルールに則った取扱いということになります。

なお、申立人は、施設利用枠の振り分けに関する一般的なルールの一つとして、自主講座における施設利用は月に2回までと決められているにも関わらず、「B講座」は、講座を「B1講座」と「B2講座」に分け、実質的には一つの講座で月に4回施設を利用しており不当であるとも主張しておられますが、この点については、講師はそもそも各年度2つまで講座を開くことが認められているということです。そうである以上、本件における「B1講座」と「B2講座」の取扱いは、同一の講師が同種の講座を2つ開いたに過ぎず、一般的なルールの範囲内であると評価できますから、不当な点はないと考えます。

以上のとおり、本件における施設利用枠の振り分けは、一般的なルールの範囲内で行われたものと認められます。

## 2 申立人が主張する本件個別の事情の下での正当性について

もっとも、申立ての趣旨によれば、申立人は、平成27年10月に〇〇公民館長と面談した際、「土曜日の午後にA講座を開催できるようにしてほしい」と相談し、館長から、「配

慮します」と言われていたとのことで、市が土曜日の午後の利用枠を「B講座」に振り分けたことは、「約束」に反するものであると主張しています。申立人に対し、一般的なルールと異なる取扱いをする旨を約束することの当否はともかく、仮に申立人に対してそのような約束をしたのであれば、その約束の内容と異なる本件の対応は、たとえ一般的なルールに則ったものであったとしても、申立人との関係では不当と評価し得るものです。

しかし、市からの回答によれば、平成 27 年 10 月に申立人から相談を受けた際の館長の発言は、「主催講座や児童館主催の講座を土曜日の午後に固定しないよう配慮する」旨約束したに過ぎず、土曜日の午後の利用を約束したものではないとのことです。先に見たとおり、施設の利用に関しては、事実上、「定期講座」が貸館に優先します。しかし、主催講座や児童館主催の定期講座であれば、その実施日程は市が任意に設定できることから、申立人らの希望を考慮し、土曜日の午後に固定しない取扱いとすることは可能です。他方、同じ「定期講座」でも、自主講座の場合、講座開設を申請した受講生らや、受講生らが選んだ講師の都合を考慮する必要がありますから、その実施日程を市のみの意思で任意に設定することはできません。このような事情に鑑みれば、平成 27 年 10 月における館長の発言に関しては、「主催講座や児童館主催の講座を土曜日の午後に固定しないよう配慮する」旨約束したに過ぎないと考えるのが自然です。したがって、自主講座である「B講座」に土曜日の午後の利用枠を振り分けたことが、申立人らとの「約束」に反するものであり不当であるとまでは言えないと考えます。

また、申立人は、土曜日の午後は利用希望者が多いという事情に照らし、土曜日の午後の利用枠を全て「B講座」に利用させるのは不当であると主張しています。

確かに、オンブズマンが調査したところによれば、申立人らが利用を求めている〇〇公民館ホールにおいては、月曜日から金曜日（以下「平日」という。）に比べて週末のほうが、利用希望者が多いとのことでした。また、一般的にも、平日より週末のほうが自由な時間を作りやすいという人が多いものと思われます。そのように考えると、貸館による利用を実質的に保障するためには、貸館による利用を希望する人たちのために週末の利用枠を一定数確保しておくことが重要です。したがって、オンブズマンとしても、週末の利用枠の全て又は大部分を自主講座などに割り当ててしまい、貸館による利用ができなくなるという場合には、貸館による利用を著しく妨げる取扱いとして不当と評価できると考えます。

しかし、オンブズマンが調査したところによれば、第 1 週から第 4 週に設定された土曜日及び日曜日の利用枠のうち、〇〇公民館において自主講座に振り分けられているのは、第 1・第 3 土曜日の午後、第 2・第 4 土曜日の午後、第 2・第 4 土曜日の午前の合計 6 枠のみであり、土曜日の夜、日曜日の午前、午後、夜の全てと、第 1・第 3 土曜日の午前の合計 18 枠は、貸館による利用が可能な状態で確保されています。このような状況に鑑みると、本件において、週末の利用枠の全て又は大部分が自主講座などに割り当てられ、貸館による利用が著しく妨げられていると言うことはできません。土曜日の午後という利用枠は、平日の利用が困難な市民にとっての重要性という意味では、あくまでも週末の利用枠の一

つとして考えるべきだと判断しますので、週末の利用枠全体に占める自主講座の割合が上記の程度にとどまる以上、土曜日の午後の利用枠全てを自主講座に振り分けたとしても、直ちに不当とはいえないと考えます。

### 3 結論

以上のとおり、本件において、土曜日の午後の利用枠を「B1講座」及び「B2講座」に振り分けたこと自体については、合理的なルールの範囲内であって、申立人らの利益を不当に阻害するものとも言えず、市に不備があったとは認められません。むしろ、市は、申立人らの活動実績に鑑み、可能な限り土曜日の午後の利用枠を確保できるよう調整に努めたということで、オンブズマンとしては、具体的な利用状況に応じた柔軟な対応がされていたものと評価したいと考えます。

もっとも、本件においては、申立人らから事前の相談があっていたことや、申立人らの活動実績について市も認識していたことを踏まえると、市は、土曜日の午後の利用枠を「B1講座」及び「B2講座」に振り分けることが決定した際には、速やかに申立人らに対してその旨の連絡や経緯の説明を行うべきであったと考えます。この点については、担当課も自覚して反省しており、今後、利用者の心情にも配慮し、適切な対応をこころがけるとのことですから、オンブズマンとしては、今後の対応を見守りたいと思います。